平成２１年（フ）第５７５号
栃木県大田原市北金丸908番地３
債務者　大江　玲子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５８９号
栃木県鹿沼市千渡1213番地９
債務者　髙村　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２３６２号
横浜市南区東蒔田町13番地８　トップ横浜吉野町409
債務者　皆山　和徳
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５７６号
栃木県日光市猪倉914番地65
債務者　笹沼　英治
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５７７号
栃木県鹿沼市上野町125番地３　アカネコーポ201、前住所栃木県鹿沼市茂呂1501番地24
債務者　若菜　伸之
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５７８号
栃木県鹿沼市上野町125番地３　アカネコーポ201、前住所栃木県鹿沼市茂呂1501番地24
債務者　若菜　直子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５７９号
栃木県鹿沼市上野町125番地３　アカネコーポ201、前住所栃木県鹿沼市茂呂1501番地24
債務者　若菜　佳代
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５８０号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町39番地61　ウイングコーポⅢ201号室、前住所青森県むつ市脇野沢桂沢129番地12
債務者　櫛引　優里
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５８８号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原357番地12　ＤＫ鬼怒川201
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第１１１３号
岡山市中区倉田620番地　ベルメゾン東光倉田207
債務者　浦　　晴道
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４９１号
岡山市中区江崎239番地５
債務者　杉本　　幹
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５８１号
岡山市北区青江４丁目20番１号
債務者　久保　雅子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５８３号
岡山市中区山崎235番地７
債務者　宗安千枝子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１７２号
横浜市港南区港南３丁目８番13号　こびのハイツＰ１―201号室
債務者　門脇　妙子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１号
秋田県大仙市協和境字野田363番地６
債務者　村上　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部